

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第32号

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例(平成18年飯塚市条例第185号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(取扱品目) 第3条 市場で取り扱う生鮮食料品等の取扱品目は、<u>野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵</u>とする。 2 市長は、<u>前項</u>の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。 (開場の時間) 第5条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、	(取扱品目) 第3条 市場で取り扱う生鮮食料品等の<u>部類及び</u>取扱品目は、<u>次のとおり</u>とする。 (1) <u>青果部</u> <u>野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵</u> (2) <u>花き部</u> <u>切花、花木、種苗及びこれらの加工品、その他の関連商品</u> 2 <u>前項に規定する取扱品目の属する部類について疑義があるときは、市長がこれを定める。</u> 3 市長は、<u>第1項</u>の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。 (開場の時間) 第5条 開場の時間は、<u>各部とも</u>午前0時から午後12時までとする。

市長は、市場業務の円滑な運営を確保するために必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 (略)

(卸売業者の数)

第7条 卸売業者の数は、1とする。

(卸売業務の許可)

第8条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(せり人の登録)

第16条 (略)

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書にせり人の履歴書、市町村長が発行する身元証明書その他の必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3～5 (略)

ただし、市長は、市場業務の円滑な運営を確保するために必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 (略)

(卸売業者の数)

第7条 卸売業者の数は、次のとおりとする。

(1) 青果部 1

(2) 花き部 1

(卸売業務の許可)

第8条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(せり人の登録)

第16条 (略)

2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書にせり人の履歴書、市町村長が発行する身元証明書その他の必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) せり人がせりを行う取扱品目の部類

3～5 (略)

(買受人の承認)

第20条 買受人になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、氏名、商号、住所、生年月日及び取引契約を結んだ卸売業者を明記した申請書に、次に掲げる書類を添付し、卸売業者を経由して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 買受契約をした卸売業者から卸売を受ける生鮮食料品等の年間見込金額

(4)～(6) (略)

3 (略)

(買受代理人の承認)

第23条 (略)

2 前項の承認を受けようとする買受人は、当該買受代理人の氏名、住所、生年月日、買受人本人との関係及び代理権の範囲を明記した申請書に当該買受代理人の市町村長が発行する身元証明書を添付し、卸売業者を経由して市長に提出しなければならない。

3・4(略)

(買受人の承認)

第20条 買受人になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、氏名、商号、住所、生年月日及び取引契約を結んだ卸売業者並びにその取扱品目の部類を明記した申請書に、次に掲げる書類を添付し、卸売業者を経由して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 買受契約をした卸売業者から卸売を受ける生鮮食料品等の部類別年間見込金額

(4)～(6) (略)

3 (略)

(買受代理人の承認)

第23条 (略)

2 前項の承認を受けようとする買受人は、取扱品目の部類ごとに、当該買受代理人の氏名、住所、生年月日、買受人本人との関係及び代理権の範囲を明記した申請書に当該買受代理人の市町村長が発行する身元証明書を添付し、卸売業者を経由して市長に提出しなければならない。

3・4(略)

(差別的取扱いの禁止)

第37条 (略)

- 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第51条 (略)

- 2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第3条第2項により公表された指定飲食料品等に係る食品等
持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(2) (略)

別表第1(第32条関係)

種類	品目
(略)	(略)
果実	近郊産地の個選品目

別表第2(第32条関係)

種類	品目
----	----

(差別的取扱いの禁止)

第37条 (略)

- 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第51条 (略)

- 2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第3条第3項により公表された指定飲食料品等に係る食品等
持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(2) (略)

別表第1(第32条関係)

種類	品目
(略)	(略)
果実	近郊産地の個選品目
花き	別表第2に規定する品目以外の品目

別表第2(第32条関係)

種類	品目
----	----

(略)	(略)
果実	別表第1に規定する品目以外の品目

別表第3(第54条関係)

種別	面積	金額
(略)		(略)
卸売業者青果棟使用料	11,007.31m ²	1月につき 2,217,710円
卸売業者青果棟別棟使用料	969.76m ²	1月につき 543,070円
卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 311,520円
(略)	(略)	(略)
買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円
附属営業人施設使用料A	48.52m ²	1月につき 18,810円
附属営業人施設使用料B	46.67m ²	1月につき 18,150円

(略)	(略)
果実	別表第1に規定する品目以外の品目
花き	種苗類、鉢植え物及び枝物並びにその他関連商品

別表第3(第54条関係)

種別	面積	金額
青果部(略)		(略)
卸売業者青果棟使用料	11,007.31m ²	1月につき 2,217,710円
卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 311,520円
(略)	(略)	(略)
買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円
花き部	卸売業者市場使用料	卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
卸売業者花き棟使用料	771.55m ²	1月につき 430,870円
卸売業者管理棟使用料	177.83m ²	1月につき 101,200円
買受人事務所使用料	20.38m ²	1月につき 11,000円
附属営業施設使用料A	48.52m ²	1月につき 18,810円
附属営業施設使用料B	46.67m ²	1月につき 18,150円

附属営業人施設使用料C	77.70m ²	1月につき 30,140円
附属営業人施設使用料D	72.15m ²	1月につき 28,050円
附属営業人施設使用料E	38.52m ²	1月につき 14,960円
調理室使用料	120.99m ²	1室1時間につき 640円

人	施設使用料C	77.70m ²	1月につき 30,140円
	施設使用料D	72.15m ²	1月につき 28,050円
	施設使用料E	38.52m ²	1月につき 14,960円
	調理室使用料	120.99m ²	1室1時間につき 640円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、福岡県知事による変更認定を受けた日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の飯塚市地方卸売市場条例の規定によりなされた許可、登録、承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為で改正後の飯塚市地方卸売市場条例に相当の規定があるものは、改正後の飯塚市地方卸売市場条例の相当の規定によりなされた許可、登録、承認その他の処分又は申請その他の手続若しくは行為とみなす。